

さいたま市消防局訓令第1号

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防活動組織規程（平成19年さいたま市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 方面本部（第5条）</u></p> <p><u>第4章 消防部隊（第6条—第14条）</u></p> <p>第5章 補則（第15条）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害活動 警防活動のうち、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、<u>警防本部、方面本部</u>及び消防部隊が実施する活動</p> <p>(4)～(12) [略]</p> <p>（警防本部の設置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 統括班長は、警防部次長、総務部次長（消防担当）及び予防部次長を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、任務を遂行するものとする。</p> <p>7 災害対策現地情報連絡員は、総務部次長（行政担当）をもって充て、災害情報を収集し、警防本部との連絡調整を行うものとする。</p> <p>（作戦会議）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 作戦会議は、本部長、副本部長及び統括班長をもって構成し、本部長が招集する。ただし、議案</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 消防部隊（第5条—第13条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第14条）</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 災害活動 警防活動のうち、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、<u>警防本部</u>及び消防部隊が実施する活動</p> <p>(4)～(12) [略]</p> <p>（警防本部の設置）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 統括班長は、警防部次長、総務部次長（消防担当）及び予防部次長を、班長は消防局の課長又は室長をもって充て、副本部長の指揮のもと、<u>別表第1</u>に掲げる任務を遂行するものとする。</p> <p>7 災害対策現地情報連絡員は、<u>総合調整幹</u>及び総務部次長（行政担当）をもって充て、災害情報を収集し、警防本部との連絡調整を行うものとする。</p> <p>（作戦会議）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 作戦会議は、本部長、副本部長及び統括班長をもって構成し、本部長が招集する。ただし、議案</p>

の内容により本部長が必要と認める場合は、その他必要な人員を参画させることができる。

4 [略]

第3章 方面本部

(方面本部の設置)

第5条 大宮消防署に北部方面本部を、浦和消防署に南部方面本部を置く。

2 北部方面本部は西消防署、北消防署、大宮消防署、見沼消防署及び岩槻消防署（以下「北部5消防署」という。）の、南部方面本部は中央消防署、桜消防署、浦和消防署、南消防署及び緑消防署（以下「南部5消防署」という。）の災害活動に関する調整及び支援等を行うものとする。

3 方面本部の組織及び任務は、別表第2に定めるとおりとし、災害の規模に応じてその全部又は一部を機能させるものとする。

4 方面本部に方面本部長、方面副本部長、方面班長及び班員をそれぞれ置く。

5 北部方面本部長は大宮消防署長を、南部方面本部長は浦和消防署長をもって充て、本部長の命を受けそれぞれの方面本部の任務を総括する。

6 北部方面副本部長は大宮消防署副署長を、南部方面副本部長は浦和消防署副署長をもって充て、それぞれの方面本部長を補佐するとともに、方面本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 北部方面班長は大宮消防署管理指導課長を、南部方面班長は浦和消防署管理指導課長をもって充て、それぞれの方面副本部長の指揮のもと、任務を遂行するものとする。

第4章 [略]

(消防部隊の設置)

第6条 消防部隊（以下「部隊」という。）として、消防局に小隊を、消防署ごとに署隊を、署隊に大隊を、大隊に中隊を、中隊に小隊をそれぞれ置く。

2 常設する部隊の名称及び編成は、別表第3のとおりとする。

第7条 [略]

2～4 [略]

5 中隊長は、出張所長、副参事、課長補佐、所長補佐又は係長の職にある者をもって充て、小隊長以下の隊員を指揮し、速やかに活動方針に基づき中隊担当面の活動方針を決定して災害活動に当たるものとする。

6 小隊長は、係長、専門幹、主査又は主任の職にある者をもって充て、自己の小隊を指揮し、速や

の内容により本部長が必要と認める場合は、班長を参画させることができる。

4 [略]

第3章 [略]

(消防部隊の設置)

第5条 消防部隊（以下「部隊」という。）として、消防署ごとに署隊を、署隊に大隊を、大隊に中隊を、中隊に小隊をそれぞれ置く。

2 常設する部隊の名称及び編成は、別表第2のとおりとする。

第6条 [略]

2～4 [略]

5 中隊長は、出張所長、副参事、課長補佐、所長補佐又は係長の職にある者をもって充て、大隊長の命を受け小隊長以下の隊員を指揮し、速やかに活動方針に基づき中隊担当面の活動方針を決定して災害活動に当たるものとする。

6 小隊長は、係長、専門幹、主査又は主任の職にある者の中から署長が指定する者をもって充て、

かに隊員に担当任務を指示して小隊担当面の災害活動に当たるものとする。

7 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

第11条 [略]

(特殊災害対応部隊等)

第12条 特殊災害対応部隊及び特殊災害対応補完部隊を、特殊災害が発生した場合に主として対応する部隊として、別表第4のとおり定める。

(水難救助対応部隊等)

第13条 水難救助対応部隊及び水難救助対応補完部隊を、水難救助事故が発生した場合に主として対応する部隊として、別表第5のとおり定める。

(署隊本部)

第14条 [略]

2 [略]

3 署隊本部の組織及び任務は、別表第6に定めるとおりとする。

第5章 [略]

第15条 [略]

別表第1 (第3条関係)

警防本部の組織及び任務

本部長	副本部長	統括班長	班名	班長	任務
[略]	[略]	[略]			
		[略]	[略]		[略]
			救急指導班	救急指導課長	
[略]					

別表第2 (第5条関係)

方面本部の組織及び任務

方面	方面本部	方面副本	班名	班長	任務

中隊長の命を受け自己の小隊を指揮し、速やかに隊員に担当任務を指示して小隊担当面の災害活動に当たるものとする。

7 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

(特殊災害対応部隊等)

第11条 特殊災害対応部隊及び特殊災害対応補完部隊を、特殊災害が発生した場合に主として対応する部隊として、別表第3のとおり定める。

(水難救助対応部隊等)

第12条 水難救助対応部隊及び水難救助対応補完部隊を、水難救助事故が発生した場合に主として対応する部隊として、別表第4のとおり定める。

(署隊本部)

第13条 [略]

2 [略]

3 署隊本部の組織及び任務は、別表第5に定めるとおりとする。

第4章 [略]

第14条 [略]

別表第1 (第3条関係)

警防本部の組織及び任務

本部長	副本部長	統括班長	班名	班長	任務
[略]	[略]	[略]			
		[略]	[略]		[略]
			救急指導班	救急指導室長	
[略]					

	長	部長			
北部方面	大宮消防署長 (北部方面統括)	大宮消防署副署長	北部方面班	大宮消防署管理指導課長	1 北部方面本部の運営に関する事。
					2 非常災害時における北部5消防署の署隊運用状況の把握に関する事。
					3 非常災害時における北部5消防署の災害発生状況の把握に関する事。
南部方面	浦和消防署長 (南部方面統括)	浦和消防署副署長	南部方面班	浦和消防署管理指導課長	1 南部方面本部の運営に関する事。
					2 非常災害時における南部5消防署の署隊運用状況の把握に関する事。
					3 非常災害時における南部5消防署の災害発生状況の把握に関する事。

別表第3 (第6条関係)

部隊の名称及び編成

消防局・署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置場所
消防局	[略]		日勤救急隊	救急車	消防局
西消防署隊			西第1大隊・西第2大隊	西中隊	第1消防隊
			[略]		
		[略]			
北消防署	北第1大隊	北	第1消防隊	タンク車	北消防署

別表第2 (第5条関係)

部隊の名称及び編成

署隊	大隊	中隊	小隊	小隊が運用する消防車両	配置場所
西消防署隊	西第1大隊・西第2大隊	西中隊	[略]		西消防署
			第1消防隊	タンク車	
			[略]		
		[略]			
北消防署	北第1大隊	北	第1消防隊	タンク車	北消防署

隊	北第2大隊	中隊	防隊	化学車又は 資機材搬送車	防署	
			第2消防隊	ポンプ車 又は化学車		
			[略]			
[略]						
大宮消防署隊	大宮第1大隊・大宮第2大隊	大宮中隊	[略]			大宮消防署
			特別高度救助隊	[略]		
			はしご隊	はしご車、 資機材搬送車又は 小型救助車		
			[略]			
[略]						
見沼消防署隊	見沼第1大隊・見沼第2大隊	見沼中隊	第1消防隊	タンク車 又は大型水槽車		見沼消防署
			第2消防隊	ポンプ車 又は資機材搬送車		
			特別救助隊	[略]		
			はしご隊	はしご車、 重機搬送車又は電 源照明車		
			[略]			
[略]						
緑消防署隊	緑第1大隊・緑第2大隊	緑中隊	[略]			緑消防署
			第2消防隊	ポンプ車 又は資機材搬送車		
			[略]			
[略]						
岩槻消防署隊	岩槻第1大隊・岩槻第2大隊	岩槻中隊	[略]			岩槻消防署
			第2消防隊	ポンプ車 又は化学車		
			[略]			
[略]						

隊	北第2大隊	中隊	防隊	又は化学車	防署	
			第2消防隊	ポンプ車		
			[略]			
[略]						
大宮消防署隊	大宮第1大隊・大宮第2大隊	大宮中隊	[略]			大宮消防署
			特別高度救助隊	[略]		
			はしご隊	はしご車		
			[略]			
[略]						
見沼消防署隊	見沼第1大隊・見沼第2大隊	見沼中隊	第1消防隊	タンク車、 大型水槽車又は電 源照明車		見沼消防署
			第2消防隊	ポンプ車		
			特別救助隊	[略]		
			はしご隊	はしご車 又は重機搬送車		
			[略]			
[略]						
緑消防署隊	緑第1大隊・緑第2大隊	緑中隊	[略]			緑消防署
			第2消防隊	ポンプ車		
			[略]			
[略]						
岩槻消防署隊	岩槻第1大隊・岩槻第2大隊	岩槻中隊	[略]			岩槻消防署
			第2消防隊	ポンプ車		
			[略]			
[略]						

備考

- 1 小隊（日勤救急隊を除く。）を個別に称するときは、小隊の前に署所名を冠称する。
- 2・3 [略]

別表第4（第12条関係） [略]

別表第5（第13条関係） [略]

別表第6（第14条関係） [略]

署隊本部の組織及び任務

署隊長	副署隊長	班名	班長	任務
消防署長	副署長	指揮班	当番消防課長	1 [略]
				2 警防本部との連絡調整に関すること。
				3 方面本部との連絡調整に関すること。
				4 [略]
				5 [略]
				6 [略]
				7 [略]
[略]				

備考

- 1 小隊を個別に称するときは、小隊の前に署所名を冠称する。
- 2・3 [略]

別表第3（第11条関係） [略]

別表第4（第12条関係） [略]

別表第5（第13条関係） [略]

署隊本部の組織及び任務

署隊長	副署隊長	班名	班長	任務
消防署長	副署長	指揮班	当番消防課長	1 [略]
				2 警防本部との連絡調整に関すること。
				3 [略]
				4 [略]
				5 [略]
				6 [略]
[略]				

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。